

徳島県防災減災・復興アドバイザー設置要綱

（趣旨）

第1条 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備え、防災減災から復興に至るまでの幅広い施策について、専門的な立場から助言などを得るため、徳島県防災減災・復興アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

（委嘱及び任期）

第2条 アドバイザーは、防災減災・復興に関し専門的知識、経験等を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

（業務）

第3条 アドバイザーは、知事の要請により、次の業務を行うものとする。

- (1) 防災減災から復興に至るまでの幅広い施策に関する助言
- (2) 県主催の講演会等への協力

（秘密を守る義務）

第4条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（謝金及び費用弁償）

第5条 アドバイザーが業務に従事した場合は、別に定めるところにより、謝金を支給し、費用弁償を行うものとする。

（庶務）

第6条 アドバイザーに関する庶務は、危機管理部危機管理政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月22日から施行する。